

新潟市立寄居中学校いじめ防止基本方針

(平成26年3月策定)

(平成27年12月改訂)

(平成29年7月改定)

「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」をもとに、文部科学省および新潟市の基本方針を受け、学校及び学校教職員の責務（第8条）から、「いじめ」は絶対に許されない行為として、「寄居中学校いじめ防止基本方針」を策定する。（平成29年4月1日「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針」改定を受けて改定）

これにより、当校に在籍する生徒の保護者・地域・関係機関と連携し、学校全体で「いじめ」の防止・早期発見に取り組み、在籍する生徒が「いじめを受けている」と思われるときは、生徒の尊厳を保持するために迅速かつ適切に対処するものとする。

I いじめ防止に向けた基本方針

1 基本理念

「いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子にも起こり得る」という認識にたち、すべての教職員が高い人権意識をもつことが重要である。いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は積極的・組織的に対応し、早期解決に向けて家庭・地域・関係機関と連携し、情報を共有しながら指導にあたるものとする。また、いじめ防止の取組は学校のすべての教職員が組織的かつ継続的に徹底して取り組む。

2 いじめの禁止

【いじめの定義】

「いじめ」とは、「当該生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

【文部科学省『児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』より】



児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号） 第2条】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。

生徒は学校の内外を問わず、決していじめを行ってはならない。また、いじめを見逃してはならない。

3 学校及び教職員の責務

学校は、学校の内外を問わず、いじめが行われることがなく、全ての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止のための対策を講じるものとする。また教職員は、全力をあげていじめの未然防止、早期発見・早期対応、再発防止等、いじめ防止に徹底して取り組むものとする。

特に早期発見については、生徒の変化を観る目を養い、複数での判断、組織での対応を徹底しいじめの兆候を決して見逃がさないことが重要である。

II いじめ防止対策の基本となる事項

1 基本方針

- (1) 全教育活動を通じて「いじめは絶対にしない、許さない、見逃さない学校づくり」を推進する。いじめを生まない学校風土構築のために、「社会性」「自律性」を育む指導を推進し、他者との望ましい人間関係の中で学校生活を送り、自分自身を高める生徒の育成を図る。
- (2) 学級、学年、部活動などが望ましい集団となるように分かる授業・できる授業や一人一人を生かす教育活動の充実を図り、生徒一人一人の自己有用感を高めるよう努める。
- (3) 生徒の豊かな心を育み、自他を尊重する精神を養うために、全教育活動を通じて道徳教育の充実を図る。
- (4) いじめ防止対策については、「予防」「対応」「相談」「組織」「連携」の観点から対策を講じる。インターネットを通じて行われるいじめ、重大事態に対する対策については別に項目を設ける。

2 いじめに対する基本的な対策

(1) 予防に関すること

- ① 「命の尊さ」「思いやりの心の大切さ」について、校長・教頭・生徒指導主事・学年主任・教科担任・部活動顧問などそれぞれの立場で、様々な場面で、繰り返し、繰り返し指導を継続・強化する。
- ② 「人間関係づくり」を全教育活動（授業・学級活動・生徒会活動・部活動等）の基盤とする。特にソーシャルトレーニングなどを意図的・計画的に年間3回以上実施する。
- ③ 道徳授業を中核に「心の耕し」と人権教育を継続的に行っていく。特に「命の尊さ・思いやりの心」に特化した内容の道徳の時間を年間3回以上実施する。
- ④ 生徒の変化を適切にとらえるために、いじめ発見のためのアンケートを毎月行う（6月、10月、1月は市指定『「仲間とのかかわり』についてのアンケート』、他の月は「スマイルアンケート」）とともに、「生活ノートや部活動ノート」等の有効活用を図る。
※いじめの発見のためのアンケート調査は、即日複数の学年部職員が確認した後生徒指導主事・教頭が確認を行い早期対応すべき事案への取組が遅れないようとする。アンケート調査は卒業まで保存する。
- ⑤ 「生徒が生徒に語る」教育効果の意義を深めるため、特に生徒会活動の活性化（本部・各委員会活動）の活性化を図る。生徒が主体となった「思いやり集会」「いじめ見逃しぜロ運動」などの啓発活動を実施する。
- ⑥ 教職員はいじめの兆候をいち早く察知するために、平素から生徒との関わりを深めるとともに、いじめの兆候を察知した場合は、速やかに「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、その情報を全教職員で共有する。
- ⑦ 生徒同士、生徒と教職員とのコミュニケーションの確立を図る。
- ⑧ 保護者と教職員の信頼関係の確立を図る。
- ⑨ いじめや人権等に関する校内研修を開催し、教職員の資質といじめに対する対応力を高める。
- ⑩ 外部講師を招いての7月と9月に健全育成やネットトラブル防止の講演会、講話などを開催する。

(2) 対応に関すること

- ① いじめが予見、認知された場合には、「校内いじめ対応ミーティング」を開催し、迅速かつ適切な初期対応を行い、早期解決を図る。「校内いじめ対応ミーティング（メモ用紙）」に記録し、重要度に応じた処置を行う。
② 常に被害者の立場に立ち「絶対に守る」という姿勢での対応を心がける。
③ 学年の枠を超えた組織的な対応により、早期解決を図る。
④ 自殺につながる可能性がある場合には、生徒の発する切実なサインとして重く受け止め、教育委員会へ一報を入れるとともに、「TALKの原則」に基づき、組織で迅速・適切に対応する。
*Tell：言葉に出して心配していることを伝える。
Ask：「死にたい」という気持ちについて、率直に尋ねる。
Listen：絶望的な気持ちを傾聴する。
Keep safe：安全を確保する。
⑤ 対応の各段階においては、以下の点に留意し、問題の本質的な解決まで継続的に対応する。
(ア) 事実把握の段階

- ・正確で偏りのない事実調査を行い、全体像を把握する。
 - ・生徒指導部および管理職への速やかな情報伝達を行う。
- (イ) 方針決定の段階
- ・ねらいを明確にし、指導の役割分担を決定する。
 - ・教職員の共通理解を図る。
- (ウ) 指導支援の段階
- ・被害生徒の心情の理解に努める。
 - ・原因の把握に努める。
 - ・加害生徒が事態の問題点を理解し十分に反省するように指導する。
 - ・加害生徒と被害生徒の融和を図る。
 - ・アンケートや聞き取りメモ、指導支援の経過や保護者への説明の記録等を確実に保管する。
- (エ) 繼続支援段階
- ・再発防止の方策を講じる。
 - ・事後の経過観察を正確に行う。
 - ・関係生徒や保護者への支援を継続する。
 - ・「解消」したかどうかは慎重に判断し（いじめの行為が止んでから3ヶ月をめやすとする）、わずかでも心配がある場合には「一定の解消」と捉えて関係生徒への継続的な指導や支援、見守りを続ける。

(3) 相談に関すること

- ① 生徒および保護者と信頼関係を構築することにより、相談しやすい環境を整える。
- ② 教育相談の充実を図る。
 - (ア) 教育相談週間（4月=1年生のみ、5月、7月、11月、1月）
 - (イ) チャンス相談の効果的実施
- ③ S CおよびS SWなどを効果的に活用し、幅広い情報収集に努める。
- ④ 学校に相談できないために問題が深刻化することを防ぐために、生徒および保護者に外部相談機関（いじめSOS電話、児童相談所、教育相談センター、警察等）を周知する。

(4) 連携に関すること

- ① P T A活動・保護者懇談会・部活動保護者会など、あらゆる場面・機会を利用して、保護者との連携を十分に図る。
- ② 学校だより、学校ホームページ等を通じて、適切な情報提供に努め、積極的に地域と連携を図る。
- ③ 学校警察等連絡協議会を開催し、関係機関との連携を十分に深めておく。
- ④ 1小1中の新潟小学校と「いじめに関わる情報交換」や「いじめ防止に関わる取組」に関する小中連携会議等を開催し、対策や情報の共有・連携の充実を図る。

(5) 組織に関すること

以下の組織を設置し、いじめ問題に取り組む。

- ① 学校の組織1

(名 称) 「校内いじめ対応ミーティング」

(目 的) ・発生したいじめに対し、校内組織で迅速・適切に対処する。

(構 成) 管理職、生徒指導主事、関係生徒の学級担任・学年主任、事案に係る教職員

(役 割) 学校がいじめの防止等、特にいじめの対処に取り組む際の中核として、日常的に機能させる組織となる。

いじめが発生した場合、迅速に開催して組織的に次のことを行う。

 - ・いじめの状況を組織として共有する。
 - ・いじめに係る詳細な事実把握のための調査を行う。
 - ・生徒への指導を行う。

② 学校組織2

(名 称) 「寄居中学校いじめ対策委員会」（いじめ防止対策推進法第22条）

(目的) • いじめ防止等に関する協議を通して、生徒をいじめから守る取組の充実を図る。
 • いじめが発生した場合など、必要に応じて臨時の会議を開催し、問題解決の方針や対応について協議し、迅速・適切に対処する。

(構成) 校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、教務主任、学年主任、当該学級担任
 当該部活動顧問、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー

(役割) ア いじめの予防に関して
 • 新潟市立寄居中学校いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な計画の作成・実行
 • 検証・修正
 • いじめの相談・通報の窓口
 イ いじめが発生した場合
 • いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有
 • いじめの問題の解決に向けた具体的な方策の検討
 ※重大事態や重大な事案が発生した場合は、緊急会議を開いて情報を迅速に共有し、対応の方針や内容を決定するとともに、保護者と連携を図りながら組織的に対応する。

③ 中学校区の組織

(名称) 「寄居中学校区いじめ防止連絡協議会」
 (目的) • 中学校区の学校・保護者・地域の代表等が連携し、中学校区のいじめ防止等の取組に関する協議を通して、地域全体で子どもをいじめから守る取組の充実を図る。

(構成) 新潟地区コミュニティ協議会長、礎地域コミュニティ協議会長
 寄居地区青少年育成協議会長、新潟地区交通安全推進協議会長
 新潟地区民生委員児童委員協議会長、各校PTA会長
 新潟小校長・教頭・生活指導主任
 寄居中校長・教頭・生徒指導主事
 (必要に応じて関係職員やSC)

(役割) 寄居中学校区を単位として、小・中学校におけるいじめ等に関する実態やいじめ等に係る取組についての情報交換を行い対策等の共有を図る。

3 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

インターネットを通じて行われるいじめは、実態把握が困難であり、一度発生した場合、事態の広域化、複雑化、長期化が懸念される。よって以下の対策を講じる。

(1) 学校で行う対策

- ① 「中学生には、特別な事情のない限り携帯電話は必要ない。不特定多数の人との交流が可能なSNSの利用や閲覧などは望ましくない。」という立場で生徒に指導する。
- ② 携帯電話、スマートフォン及びインターネットに接続できる通信機器については、校内への持ち込み及び校内での使用は禁止とする。
- ③ 情報モラル教育を図るために、インターネットの利点と欠点について道徳部、特別活動部、各教科（技術・家庭等）が連携して指導にあたり、メディアリテラシー・情報モラルなどの教育を推進し、確実な理解を図る。
- ④ 学級活動や総合的な学習の時間において、インターネットの危険性やトラブルに関する講演会や学習会を開催する。

(2) 家庭に対して行う対策

- ① 入学説明会や保護者会などの機会を利用して、インターネットトラブルに関する啓発活動を行う。
- ② 各種をよりを発行し、生徒の携帯電話、スマートフォン、コンピュータの利用については保護者の責任及び監督のもとで行われるよう要請する。
- ③ 生徒がSNSなどでトラブルを起こした、被害を受けた、巻き込まれたなどの事態が生じた場合や、インターネットの過度な利用により学校生活に支障をきたしている場合は、SNSの退会や閲覧停止などを保護者に勧告する。

(3) 発生時の対応

- ① 「2の（2）対応に関すること」に準じて対応するが、必要に応じて教育委員会、警察、サーバー管理会社、関係機関と連携を密にして、速やかに現況が改善されるように努める。
- ② 被害生徒・保護者への支援および加害生徒・保護者への指導を十分に行うとともに、事案の推移については特に継続的に注視し、再発防止に万全を期す。

III 重大事態発生時の対処について

1 重大事態の対処の基本方針

いじめは決して許されない行為である。ましてやいじめによる重大事態は決して招いてはいけない事態である。万一、重大事態が発生した場合には、新潟市教育委員会の指導のもと、いじめを受けた生徒の心身の安全・安定の確保を最優先に取り組む。また、いじめに関する事実を徹底的に調査・解明し、対処にあたる。その際、いじめを受けた生徒はもちろん、いじめを行った生徒に対しても、その心情に十分寄り添って指導、支援する。なお、重大事態に至ったという申し立てが生徒や保護者からあった場合は、重大事態が発生した場合と同様に扱う。

2 重大事態の意味

「重大事態」とは、生徒がいじめを受けたことにより、

- (1) 生徒が自殺を企図した場合
- (2) 身体に重大な被害を負った場合
- (3) 金品等に重大な被害を負った場合
- (4) 精神性の疾患を発症した場合
- (5) 被害生徒が、相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき

などの状況をいう。

3 重大事態が発生した場合

- (1) 重大事態に関わる情報を収集・整理し、いじめの概要を把握するとともに、その概要を速やかに新潟市教育委員会に報告し、その後の対応・調査などについて指導を受ける。
- (2) いじめの内容が犯罪行為として扱われるべきものであると認められるときは、所轄警察署と連携して対処する。
- (3) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

4 重大事態につながるおそれがある事案が発生した場合

発生した段階では重大重大事態には当たらないものの、解消が図られない状況が続くと重大事態に発展する恐れがある事案については、予め新潟市教育委員会に事案の発生を報告するとともに、対応について協議する。